

JIS

容器包装リサイクル材を用いた プラスチック製平パレット

JIS Z 0609 : 2017

(JPA/JSA)

平成 29 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 船舶・物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	増井 忠 幸	東京都市大学名誉教授
(委員)	今村 剛	一般財団法人日本海事協会
	梅崎 重 夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	大森 彰	一般社団法人日本船主協会
	越野 滋 夫	公益社団法人日本包装技術協会
	小菅 文 雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	酒田 義 矢	一般社団法人日本パレット協会 (ユーピーアール株式会社)
	高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会
	寺内 伸 雄	日本貨物鉄道株式会社
	徳田 雅 人	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	永嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会
	三谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本パレット協会

(〒135-0042 東京都江東区木場 2-17-13 第二亀井ビル TEL 03-6458-5580)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：船舶・物流技術専門委員会 (委員長 増井 忠幸)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 各部の名称	2
5 形式、種類及び最大積載量	2
5.1 形式及び記号	2
5.2 種類及び記号	3
5.3 最大積載質量	3
6 品質	3
6.1 外観	3
6.2 性能	3
7 構造・原料	4
7.1 構造	4
7.2 原料	4
8 寸法	4
8.1 大きさ	4
8.2 差込口の高さ	5
8.3 差込口の開口幅	5
8.4 下面開口部寸法及び受圧面積	5
8.5 面取り部の寸法	6
8.6 寸法許容差	6
8.7 平面度	6
9 試験方法	6
9.1 圧縮強度試験	6
9.2 曲げ強度試験	6
9.3 下面デッキボード強度試験	6
9.4 落下強度試験	6
9.5 追加試験	6
10 検査	7
11 製品の呼び方	7
12 表示	7
附属書 A (参考) プラスチック製平パレット試験	9
附属書 B (参考) パレットトラック及びフォークリフトトラックのための開口幅	13
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本パレット協会（JPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

容器包装リサイクル材を用いた プラスチック製平パレット

Plastic flat pallets using recycled containers and packing

1 適用範囲

この規格は、原料として容器包装リサイクル材を1枚の全質量当たり80%以上用いた繰り返し使用するプラスチック製平パレット（以下、パレットという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 0106 パレット用語

JIS Z 0602 平パレット試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 0106**によるほか、次による。

3.1

容器包装リサイクル材

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法という。）の対象となる容器包装のうち、回収されリサイクル材として用いる、ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とするプラスチック材料。

注記 容器包装リサイクル法において、プラスチック製容器包装の再商品化を行う事業者が備えるべき施設又は管理すべき品質項目を、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が提示する“プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン”で定めている。

ここでの“容器包装リサイクル材”は、これらの品質基準を満足するリサイクル材を指す。